



# 三重県公報

令和5年12月22日 (金)

第 476 号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>告 示</b>			
803	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の規定による精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定	(健康推進課)	3
804	生活保護法の規定による医療扶助のための医療を担当する機関の指定	(地域福祉課)	3
805	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	3
806	生活保護法の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	4
807	生活保護法の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	4
808	生活保護法の規定による医療扶助のための施術を担当する施術者の指定	(同)	4
809	生活保護法の規定による指定施術者からの当該事業の廃止の届出	(同)	4
810	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための医療を担当する機関の指定	(同)	4
811	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
812	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの当該事業の休止の届出	(同)	5
813	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定医療機関からの指定の辞退	(同)	5
814	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による医療支援給付のための施術を担当する施術者の指定	(同)	5
815	中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律の規定による指定施術者からの当該事業の廃止の届出	(同)	5
816	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(中小企業・サービス産業振興課)	6
817	大規模小売店舗立地法の規定による意見の概要	(同)	7
818	道路の区域変更及びその関係図面の縦覧	(道路管理課)	8
819	道路の供用開始及びその関係図面の縦覧	(同)	9
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任の届出	(農地調整課)	9
	土地改良事業計画の変更認可	(同)	9
	公共測量を実施する旨の通知	(公共用地課)	9
	公共測量が終了した旨の通知	(同)	10
	同件	(同)	10
	都市計画の図書の写しの縦覧	(都市政策課)	10
	同件	(同)	10
	同件	(同)	11
	建築基準法の規定による道路の位置指定及びその関係図書の縦覧	(建築開発課)	11
	開発行為に関する工事の完了	(同)	11
<b>特定調達公告</b>			

一般競争入札を行う旨  
同伴

( 広 聴 広 報 課 ) 11

( 病 院 事 業 庁 ) 14

告 示
-----

## 三重県告示第 803 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 59 条第 1 項の規定により、次のとおり精神通院医療に係る指定自立支援医療機関を指定しました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

医療機関の種別	医療機関の名称	所在地	指定年月日
病院・診療所	のだ内科・リウマチ膠原病・訪問診療クリニック	桑名市赤尾 1344-3	令和 5 年 12 月 1 日
病院・診療所	小林医院	松阪市丹生寺町 127-40	令和 5 年 12 月 1 日
薬局	ウエルシア薬局 四日市朝日町店	四日市市朝日町 13 番 14 号	令和 5 年 12 月 1 日
薬局	よつば薬局	四日市市富田 2 丁目 12-16	令和 5 年 12 月 1 日
薬局	健やか薬局 内五曲店	松阪市内五曲町 22	令和 5 年 12 月 1 日
薬局	あすなる薬局	伊賀市上野丸之内 116-12	令和 5 年 12 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション ポトス	松阪市中央町 328-12	令和 5 年 12 月 1 日
訪問看護	訪問看護ステーション m u g i	松阪市伊勢寺町 2800-1	令和 5 年 12 月 1 日

## 三重県告示第 804 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療扶助のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
三重津駅前つじうら胃腸肛門内視鏡クリニック	津市羽所町 345 番地 第一ビル 2 階	令和 5 年 12 月 1 日
よつば薬局	四日市市富田 2 丁目 12-16	令和 5 年 12 月 1 日
ウエルシア薬局四日市朝日町店	四日市市朝日町 13-14	令和 5 年 12 月 1 日
健やか薬局内五曲店	松阪市内五曲町 22	令和 5 年 12 月 1 日
つげ薬局	伊賀市下柘植 999-5	令和 5 年 11 月 1 日
畿央川口薬局	名張市つつじが丘北 5 番町 29-8	令和 5 年 11 月 1 日
熊野市立神川へき地診療所	熊野市神川町神上 671 番地	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション夢眠よっかいち	四日市市滝川町 13-3	令和 5 年 11 月 1 日
アクア川越訪問看護	三重郡川越町大字高松字乾 227	令和 5 年 11 月 1 日

## 三重県告示第 805 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
厚生歯科	桑名市大字下深谷部 2221	令和 5 年 10 月 21 日
フラワー薬局飯野店	鈴鹿市飯野寺家町 236-9	令和 5 年 10 月 27 日
つげ薬局	伊賀市下柘植 1014-6	令和 5 年 10 月 31 日
畿央川口薬局	名張市つつじが丘北 3 番町 4-1	令和 5 年 10 月 31 日
熊野市立神川へき地診療所	熊野市神川町神上 869 番地	令和 4 年 3 月 31 日

## 三重県告示第 806 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
高須整形外科	伊勢市御菌町長屋溝畑 2107-1	令和 5 年 11 月 7 日
小林歯科医院	津市藤方 1592-5	令和 5 年 11 月 13 日

## 三重県告示第 807 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
有限会社井本薬局	伊賀市上野農人町 425	令和 5 年 10 月 31 日

## 三重県告示第 808 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条の規定により、医療扶助のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
古市 武	株式会社 Wellness Time	津市片田新町 37 番地 9	令和 5 年 12 月 1 日
植村 志織	KE i ROW伊勢ステーション	伊勢市倭町 120-1 メゾンみのり 202	令和 5 年 11 月 29 日

## 三重県告示第 809 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定施術者から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
有馬 和明	津整骨院	津市高茶屋小森町 95-17	令和 5 年 10 月 31 日

## 三重県告示第 810 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、次のとおり医療支援給付のための医療を担当させる機関を指定しました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	指定年月日
三重津駅前つじうら胃腸肛門内視鏡クリニック	津市羽所町 345 番地 第一ビル 2 階	令和 5 年 12 月 1 日
よつば薬局	四日市市富田 2 丁目 12-16	令和 5 年 12 月 1 日
ウエルシア薬局四日市朝日町店	四日市市朝日町 13-14	令和 5 年 12 月 1 日
健やか薬局内五曲店	松阪市内五曲町 22	令和 5 年 12 月 1 日
つげ薬局	伊賀市下柘植 999-5	令和 5 年 11 月 1 日
畿央川口薬局	名張市つつじが丘北 5 番町 29-8	令和 5 年 11 月 1 日

熊野市立神川へき地診療所	熊野市神川町神上 671 番地	令和 4 年 4 月 1 日
訪問看護ステーション夢眠よっかいち	四日市市滝川町 13-3	令和 5 年 11 月 1 日
アクア川越訪問看護	三重郡川越町大字高松字乾 227	令和 5 年 11 月 1 日

### 三重県告示第 811 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の廃止の届出がありました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	廃止年月日
厚生歯科	桑名市大字下深谷部 2221	令和 5 年 10 月 21 日
フラワー薬局飯野店	鈴鹿市飯野寺家町 236-9	令和 5 年 10 月 27 日
つげ薬局	伊賀市下柘植 1014-6	令和 5 年 10 月 31 日
畿央川口薬局	名張市つつじが丘北 3 番町 4-1	令和 5 年 10 月 31 日
熊野市立神川へき地診療所	熊野市神川町神上 869 番地	令和 4 年 3 月 31 日

### 三重県告示第 812 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 の規定により、次のとおり指定医療機関から当該事業の休止の届出がありました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	休止年月日
高須整形外科	伊勢市御菌町長屋溝畑 2107-1	令和 5 年 11 月 7 日
小林歯科医院	津市藤方 1592-5	令和 5 年 11 月 13 日

### 三重県告示第 813 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条第 1 項の規定により、次の指定医療機関から指定の辞退がありました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指定医療機関の名称	所在地	辞退年月日
有限会社井本薬局	伊賀市上野農人町 425	令和 5 年 10 月 31 日

### 三重県告示第 814 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項において準用する生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（同法第 55 条において準用する場合を含む。）の規定により、医療支援給付のための施術を担当する施術者を指定しました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	指定年月日
古市 武	株式会社 Well ness Time	津市片田新町 37 番地 9	令和 5 年 12 月 1 日
植村 志織	KE i ROW伊勢ステーション	伊勢市倭町 120-1 メゾンみのり 202	令和 5 年 11 月 29 日

### 三重県告示第 815 号

中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項において準用する生活保護法（昭和25年法律第144号）第50条の2（同法第55条において準用する場合を含む。）の規定により、次のとおり指定施術者から当該事業の廃止の届出がありました。

令和5年12月22日

三重県知事 一 見 勝 之

施術者の氏名	施術所の名称	所在地	廃止年月日
有馬 和明	津整骨院	津市高茶屋小森町 95-17	令和5年10月31日

**三重県告示第816号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

令和5年12月22日

三重県知事 一 見 勝 之

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

プロサイト鈴鹿磯山店  
鈴鹿市磯山 3-2-1

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 荷さばき施設の面積及び位置  
(変更前)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	194 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 2	39 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 3	50 m <sup>2</sup>	縦覧による
合計	283 m <sup>2</sup>	

(変更後)

荷さばき施設	面積	位置
荷さばき施設 1	194 m <sup>2</sup>	変更なし
荷さばき施設 2	39 m <sup>2</sup>	縦覧による
荷さばき施設 3	50 m <sup>2</sup>	変更なし
合計	283 m <sup>2</sup>	

イ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

(変更前)

廃棄物保管施設	容量	位置
廃棄物保管施設 1	18.01 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 2	8.85 m <sup>3</sup>	縦覧による
廃棄物保管施設 3	11.00 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	37.86 m <sup>3</sup>	

(変更後)

廃棄物保管施設	容量	位置

廃棄物保管施設 1	18.01 m <sup>3</sup>	変更なし
廃棄物保管施設 2	8.85 m <sup>3</sup>	変更なし
廃棄物保管施設 3	11.00 m <sup>3</sup>	縦覧による
合計	37.86 m <sup>3</sup>	

## (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

駐車場の出入口の数及び位置

(変更前)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 1	2 箇所	縦覧による
駐車場 2	1 箇所	縦覧による

(変更後)

駐車場	出入口の数	位置
駐車場 1	2 箇所	変更なし
駐車場 2	3 箇所	縦覧による

## 3 変更年月日

2(1) 令和 6 年 8 月 1 日

2(2) 令和 5 年 12 月 1 日

## 4 変更理由

店舗建て替えに伴う運営計画変更のため

## 5 届出の日

令和 5 年 11 月 30 日

## 6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

## 7 届出等の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 12 月 22 日から令和 6 年 4 月 22 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

## 三重県告示第 817 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号）第 5 条第 1 項の規定による届出に対して同法第 8 条第 1 項の規定により伊勢市から聴取した意見の概要について、同条第 3 項の規定により公告します。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

## 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

(仮称) ぎゅーとら新浦の橋店  
伊勢市常磐二丁目 1551 外 7 筆

## 2 伊勢市から聴取した意見

## (1) 駐車需要の充足等交通に係る事項

ア 付近道路は、早修小学校及び伊勢宮川中学校の児童生徒が通学に利用しているため、登下校時に児童生徒が安全に通行できるように配慮すること。

イ 市道本町宮川堤線ほか周辺道路が渋滞しないように配慮すること。特にオープン時等、多くの来店者が想定される場合には、交通誘導警備員を配置し、周辺道路の安全対策及び混雑緩和に努めること

## (2) 騒音の発生に係る事項

騒音・振動について、騒音規制法（昭和 43 年法律第 98 号）第 2 条、振動規制法（昭和 51 年法律第 64 号）第 2 条、三重県生活環境の保全に関する条例（平成 13 年条例第 7 号）第 2 条で規定する特定施設又は指定施設を設置する場合は、届出を行うとともに、敷地境界における騒音等を検証し、当該法令等の排出基準を遵守すること。

## (3) 廃棄物に係る事項

ア 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）を遵守し、事業系一般廃棄物及び産業

廃棄物の区分に応じた廃棄物の収集運搬・処理を事業者の責任において実施すること。

イ 再生利用等を積極的に行い、減量化に努めること。

(4) その他の事項

ア 道路を加工する場合は、道路工事施行承認申請書を提出し、許可を受けること。

イ 本出店に伴い埋設管等の占用を行う場合は、道路占用許可申請書を提出し、許可を受けること。

ウ 当該地は伊勢市景観計画で一般地区に指定しているため、建築面積 1,000 m<sup>2</sup>を超える建築物の建築にあつては、伊勢市景観条例（平成 21 年条例第 14 号）に基づく届出が必要となる。

3 意見の縦覧場所

三重県雇用経済部中小企業・サービス産業振興課

4 意見の縦覧の期間及び時間

令和 5 年 12 月 22 日から令和 6 年 1 月 22 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 818 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更しました。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

第 1

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市美杉町八手俣字脇ヶ野 979 番 7 地先内	旧	11.8~16.8	29.9
	新	11.8~20.5	29.9

第 2

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 松阪青山線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
津市白山町城立字井デノヲク 28 番 3 地先内	旧	8.0~11.5	25.4
	新	8.0~21.1	25.4

第 3

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 勢和兄国松阪線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡多気町楸形字上峠 410 番 2 地先から 多気郡多気町楸形字下峠 723 番 1 地先まで	旧新	13.3~21.7	120.1
	新	7.3~11.8	118.5

第 4

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 片野飯高線
- 3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
多気郡多気町片野字野上 2521 番地先から 多気郡多気町片野字山ノ垣内 704 番 1 地先まで	旧	8.4~11.6	7.5
	新	9.5~13.6	7.5

第 5

- 1 道路の種類 一般国道



2 路線名 260号

3 道路の区域

区 間	旧新の別	敷地の幅員 メートル	延長 メートル
度会郡大紀町錦字池ノ谷 597 番 3 地先から 度会郡大紀町錦字池ノ谷 593 番 4 地先まで	旧	15.0~65.0	359.9
	新	13.0~38.0	359.9

三重県告示第 819 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 2 項の規定により、次の道路の供用を開始します。

なお、関係図面は、三重県県土整備部道路管理課に備え置いて、告示の日から 2 週間縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
県道 名越長明寺線	亀山市田村町字御堂前 1578 番 1 地先から 亀山市田村町字御堂前 1581 番 1 地先まで	令和 6 年 1 月 9 日
県道 松阪青山線	津市美杉町八手俣宇脇ヶ野 979 番 7 地先内	令和 5 年 12 月 22 日
県道 勢和兄国松阪線	多気郡多気町楸形上峠 409 番 1 地先から 多気郡多気町楸形官有無番地先まで	令和 6 年 1 月 10 日

公 告

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 18 条第 17 項の規定により、次の土地改良区から役員の退任の届出がありました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

中勢用水土地改良区（津市納所町 520 番地）

退任理事

津市大里窪田町 2251 番地

伊 藤 康 雄

土地改良法（昭和 24 年法律第 195 号）第 48 条第 9 項において準用する同法第 8 条第 1 項の規定により、員弁川用水第二土地改良区から申請のありました土地改良事業計画（維持管理計画）の計画変更は、適当と決定しましたので、当該決定に係る関係書類を次のとおり縦覧に供します。

なお、この計画変更については、土地改良法第 48 条第 9 項において準用する同法第 9 条第 1 項の規定により、縦覧期間満了の日の翌日から起算して 15 日以内に三重県知事に異議の申出をすることができます。また、三重県を被告として、決定のあったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に決定に対する取消しの訴えを提起することができます。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 縦覧に供すべき書類の名称  
土地改良事業計画（維持管理計画）変更計画書の写し
- 2 縦覧の期間  
令和 5 年 12 月 25 日から令和 6 年 1 月 26 日まで
- 3 縦覧の場所  
桑名市役所農林水産課（桑名市中央町二丁目 37 番地）  
東員町役場産業課（員弁郡東員町大字山田 1600 番地）

測量法（昭和 24 年法律第 188 号）第 39 条において準用する同法第 14 条第 1 項の規定により、次の公共測量を実施する旨、三重県津建設事務所長から通知がありました。

令和5年12月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
令和5年12月25日から令和6年5月7日まで
- 3 作業地域  
津市河芸町東千里

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年12月8日に終了した旨、三重県伊勢農林水産事務所長から通知がありました。

令和5年12月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
伊勢市上地町及び度会郡玉城町富岡

---

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、次の公共測量が令和5年12月11日に終了した旨、三重県桑名農政事務所長から通知がありました。

令和5年12月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業地域  
桑名市下深谷部

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和5年12月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画道路  
3・1・1号四日市中央線  
3・5・47号西町線  
3・5・53号橋南線
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

---

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和5年12月22日

三重県知事 一見勝之

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画駐車場  
第7号中央通り駐車場
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 1 項の規定により、四日市市から都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同法第 21 条第 2 項において準用する同法第 20 条第 2 項の規定により、当該都市計画の図書の写しを公衆の縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 都市計画の種類及び名称  
四日市都市計画公園  
5・3・5号中央通り公園
- 2 縦覧場所  
三重県県土整備部都市政策課

建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定しました。

なお、関係図書は、三重県桑名建設事務所に備え置いて縦覧に供します。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

指 定 年 月 日	申 請 者		道路の位置	道路幅員及び延長		
	氏 名	住 所		道 路 番 号	幅 員 ( m )	延 長 ( m )
令和 5 年 12 月 13 日	株式会社スマートマネジメント 代表取締役社長 関根 良樹	三重県四日市市鶴の森 1 丁目 8-13	いなべ市大安町 石樽東字南林 2593-14	A	5.0	25.4

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 29 条第 1 項の規定により許可しました開発行為に関する工事は、次のとおり完了しました。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

工事完了年月日	開発区域又は工区に含まれる地域の名称	許可を受けた者の住所及び氏名
令和 5 年 12 月 11 日	三重郡川越町大字南福崎字大正割 904-2 ほか 1 筆	愛知県名古屋市中村区竹橋町 29-7 伊藤 淑子

### 特定調達公告

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成 7 年三重県規則第 84 号）第 5 条の規定により公告します。

令和 5 年 12 月 22 日

三重県知事 一 見 勝 之

- 1 入札に付する事項
  - (1) 委託業務名  
令和 6 年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに  
附帯業務委託（単価契約）
  - (2) 委託業務の特質等  
委託業務に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
  - (3) 委託期間  
契約締結の日から令和 7 年 3 月 18 日（火）
  - (4) 委託業務履行場所  
知事が別に指定する場所とします。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

- ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

- ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。
- イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。
- ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。
- エ 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有する者であること。
- オ 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制を整備できる者であること。

## 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年1月18日（木）17時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (3) 三重県内に本店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し（提示可）
- (4) 仕様書で県が指定する印刷部数が印刷可能な機械設備を保有することを証明する書類（「印刷機械設備保有状況証明書」）
- (5) 連絡調整の担当者を2名以上配置し、緊急時に責任者に直接指示できる体制が整備されていることを示す体制図（様式任意）

## 5 入札手続等に関する事項

## (1) 担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部総務課総務班 担当 青木  
電話 059-224-2190 ファクシミリ 059-224-3170

## (2) 契約条項を示す場所

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部広聴広報課企画・広報班 担当 市川  
電話 059-224-2788 ファクシミリ 059-224-2032

## (3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県出納局会計支援課企画支援班

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から令和6年2月6日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

- ① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年2月1日（木）17時までに本システム上で通知を行います。
- ② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合 令和6年2月1日（木）17時までに通知書を発送します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 本システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から令和6年2月6日（火）14時30分まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便により、調達案件名を記載の上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 令和6年2月6日（火）14時30分

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

宛 先 三重県庁内郵便局留め

受取人 三重県総務部総務課総務班

案件名 令和6年度三重県広報紙「県政だより みえ」及び三重県議会広報紙「みえ県議会だより」の印刷並びに附帯業務委託（単価契約）

(7) 開札の日時及び場所

日時 令和6年2月6日（火）15時

場所 三重県津市広明町13番地

三重県総務部総務課

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札者は、入札内訳書（添付要）の合計金額を入札書に記載するものとし、入札内訳書に記載する単価は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の110分の100に相当する金額を記載するものとします。

なお、本契約は単価契約であり、入札内訳書に記載された1部あたりの単価を契約金額として契約書に表示します。（免税事業者にあつては、入札内訳書に記載された1部あたりの単価の100分の110に相当する額（円未満小数点以下第2位までとし、第3位以下切り捨て）とします。）

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成18年三重県規則第69号。以下「規則」といいます。）第67条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、入札価格に100分の110を乗じた額（円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた額）の100分の10以上の額とします。ただし、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第199条第1項の更生計画の認可又は民事再生法第174条第1項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、入札価格に100分の110を乗じた額（円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てた金額）の100分の30以上とします。

また、規則第75条第4項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第75条第4項第1号、第2号又は第4号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、

契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した業務を履行できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者とします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

(2) 契約書作成の要否

要

(3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止又は延期することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

(4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、指定した発注機関の長に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 26 年三重県告示第 292 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

(5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

(6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止、契約解除等の厳正な措置を講じます。

(7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

(1) Subject Matter of the Contract :

Printing and other appointed duties for the “Mie Prefectural Assembly News and Mie Prefectural Government News”

(2) Bid Submission Deadline:

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 2:30 P.M. on Tuesday, February 6, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 2:30 P.M. on Tuesday, February 6, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 3:00 P.M. on Tuesday, February 6, 2024.

(4) Managing Authority:

Public Relations Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture.

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2788

---

次のとおり総合評価一般競争入札を行いますので、三重県病院事業庁の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規程（平成 11 年三重県病院事業庁管理規程第 15 号）第 5 条の規定により公告します。

令和5年12月22日

三重県病院事業庁長 河合良之

## 1 入札に付する事項

## (1) 委託業務名

令和5～8年度 三重県立こころの医療センター清掃業務委託

## (2) 委託業務の特質等

委託業務に関し、三重県病院事業庁長が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。

## (3) 委託期間

契約締結の日から令和9年3月31日（水）までとします。ただし、契約の履行期間は、令和6年4月1日（月）から令和9年3月31日（水）までとします。

## (4) 委託業務履行場所

三重県津市城山1丁目12番1号 三重県立こころの医療センター

## (5) 総合評価方式による一般競争入札

本入札は、三重県病院事業庁関係物件関係における総合評価一般競争入札試行要領に基づき、入札時に、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式による一般競争入札です。

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

## (1) 競争入札参加資格

ア 当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者でないこと。

## (2) 落札資格

ア 三重県建設工事等資格（指名）停止措置要領により資格（指名）停止を受けている期間中である者でないこと。

イ 三重県及び三重県病院事業庁物件関係落札資格停止要綱（以下「落札停止要綱」といいます。）により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。

ウ 三重県税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

エ 医療法（昭和23年法律第205号）及びこれに基づく厚生労働省令で定める基準等に適合する者であること。

オ 建築物における衛生的環境の確保に関する法律（昭和45年法律第20号）第12条の2第1項第1号又は第8号の事業について都道府県知事の登録を受けていること。

カ 過去5年間に、200床以上の規模を有する病院において、清掃業務を1年以上継続して履行した実績と、通算3年以上履行した実績があること。

キ 社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）に加入（適用除外を含みます。）していること。

## 3 入札に関する事項

(1) 本入札は、三重県電子入札システム（以下「本システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。

(2) 本入札は、開札事務を本システムで行うため、書面により本入札に参加する場合であっても、三重県電子調達システム（物件等）（以下「調達システム」といいます。）の利用登録が必要です。

(3) 調達システム利用登録者が本システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。

(4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。

(5) 調達システムの運用については、「三重県電子調達システム（物件等）運用基準」によります。

## 4 入札者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請を令和6年1月25日（木）12時までに、本システムで入札する場合にあっては本システムに登録し、書面による入札の場合にあっては14に掲げる所属に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、入札実施後に(2)から(7)までの書類を提出してください。

なお、提出した書類等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県病院事業庁物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第4条第1項に定める申請
  - (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
  - (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したもの）の写し（提示可）
  - (4) 2(2)エに基づく業務責任者（医療機関の清掃業務を含む清掃業務に3年以上の実務経験を有するもの）が資格を満たしていることを証明する書類（経歴書等）
  - (5) 2(2)エに適合していることを証明する書類一式で(4)以外のもの。ただし、一般財団法人医療関連サービス振興会の認定する院内清掃サービスに係る「医療関連サービスマーク」の認定を受けている事業者については、認定証の写し
  - (6) 2(2)オに掲げる登録証の写し
  - (7) 2(2)カ及びキが確認できる書類
- 5 技術提案書の作成について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に基づき作成してください。
  - (2) 提出部数は2部（正本1部及び複写用の副本1部）とします。
  - (3) 原稿サイズはA4を基本（当該業務に係る従事予定計画表等でA4では収まらない場合は、A3を認めます。）とし、両面使用によりページ数は概ね200ページまでとしてください。  
また、フラットファイル等で製本してください。（製本テープ等で留めないでください。）
  - (4) 正本・副本共に、目次及びページを付し、正本のみインデックスを付けてください。（副本は当方で複写用として使用するため、インデックスは付けしないでください。）
  - (5) 製本の編綴順序は、評価項目に関する調書の順序のとおり編綴してください。
  - (6) いったん提出された技術提案書への修正、追加等は一切受理しません。なお、採点する上で追加書類が相当と考えられる場合、期日を指定して追加書類の提出を求める場合があります。
  - (7) 契約締結後において、評価対象の有資格者の人数が提案書に記載された有資格者数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
  - (8) 契約締結後において、配置された清掃員の平均実務経験年数を確認します。その平均経験年数が提案書に記載された年数を下回っていた場合、不誠実な行為とみなし契約解除するとともに、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。
- 6 技術提案書聴取会の実施について
- (1) 評価項目に関する調書及び評価基準表に沿って技術提案書聴取会を行いますので、選任予定の業務責任者は必ず出席をお願いします。出席者は、選任予定の業務責任者を含めて3名以内とします。また、経営状況の説明を求める場合がありますので、選任予定の業務責任者以外に、経営状況について説明できる方の出席をお願いします。（なお、業務責任者が経営状況を説明できる場合は除きます。）詳細は12(4)に示す日程及び方法により実施します。
  - (2) 提出された技術提案書により全ての技術評価項目が【0点】となった提案者に対する聴取会は行いません。また、技術評価点は【0点】となり、落札者としません。
  - (3) 落札資格要件を満たさない場合は、開札の後【無効】とし、落札者としません。
- 7 入札方法及び落札者の決定方法
- (1) 別記「落札候補者決定基準」によるものとします。
  - (2) 落札候補者について、2(2)の落札資格の確認を行った後に落札決定を行います。
  - (3) 入札保証金は、入札価格の100分の5以上の額とします。ただし、三重県病院事業庁会計規程（以下「規程」といいます。）第127条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。
- 8 低入札価格調査制度に関する事項
- (1) 予定価格の制限の範囲内で申込みをした者のうち総合評価方式により評価値が最も高い者の当該入札価格に100分の110を乗じて得た額が、低入札価格調査の基準価格（以下「調査基準価格」といいます。）を下回った場合には、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第2項の規定により低入札価格調査を実施します。
  - (2) 調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札決定を保留し低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。  
また、当該落札候補者及び低入札価格調査対象入札者（落札候補者以外にある場合。）は、指定期日まで



に關係書類一式を提出するとともに、後日実施される聴取調査を受けなければなりません。

なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限ります。）へ同様の調査を実施するものとします。

この指定期日までに關係書類一式を提出しない等、低入札に係る調査に協力しない場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

#### 9 契約方法に関する事項

(1) 契約条項は、別途定める契約書のとおりです。

(2) 契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となるときは、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規程第 135 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規程第 135 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当するときを除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

なお、契約保証金の免除を判断するため、過去 3 年間に当該契約と規模をほぼ同じくする契約を締結し、当該契約を履行した実績の有無を示す証明書を提出いただく場合があります。

(3) 契約は、14 に掲げる所属で行います。

(4) 契約書は 2 通作成し、双方各 1 通を保有します。

なお、契約金額は入札書に記載された金額の 100 分の 110 に相当する金額とし、契約金額の表示は、消費税等を内書きで記載するものとします。

#### 10 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

#### 11 その他

(1) 当該入札に質疑（入札手続き、参加資格、仕様内容、契約内容等の入札・契約に関する一切の事項）がある場合は、12(1)にある締切日時までに行うものとします。（※回答に時間がかかる場合がありますので、お早めをお願いします。）

(2) 本件入札の事項その他に関し疑義がある場合は、入札事務担当所属に説明を求め、十分ご承知おきください。入札後、不明な点があったことを理由として異議を申立てることはできません。

(3) 本件入札の参加にあたり、国内の法律及び三重県における諸規程を遵守し、仕様書等に基づき適正な入札を行わなければなりません。

(4) 契約の相手方となった場合には、仕様書等に記載された内容等を遵守し、誠実に契約を履行しなければなりません。

(5) 契約の相手方となった場合には、三重県が定める個人情報の取扱規定を遵守しなければなりません。

(6) その他必要な事項は、規程及び三重県電子調達システム（物件等）運用基準等に規定するところによります。

(7) 入札参加者が 1 者になった場合は、入札を中止又は延期する場合があります。

(8) 技術提案書に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし、落札停止要綱に基づく資格停止を行うことがあります。

(9) 技術提案書等提出された書類の返却は、一切行いません。

(10) 技術提案書等の作成に係る経費については、同提案書提出者の負担とします。また、入札等に関する経費においても同様とします。

(11) 本件入札手続において政府調達協定に苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合には、本件入札手続の停止等を行うことがあります。

#### 12 期間の設定

(1) 質疑応答の提出締切日時

令和 6 年 1 月 10 日（水）12 時まで、調達システムから質疑等を行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、14 へ掲げる所属へ書面（FAX 可）で質疑申請を行って

ださい。全ての質疑への回答は、令和6年1月15日（月）17時までに、「入札情報サービスシステム」の「入札予定（公告）詳細情報」で行います。

(2) 競争入札参加資格確認申請書の提出締切日時

令和6年1月25日（木）12時までに、調達システムの「資格確認」の「確認申請提出」により行ってください。ただし、書面による入札参加者にあつては、提出締切日時までに、「競争入札参加資格確認申請書（紙入札用）」を、14に掲げる所属へ郵便、民間事業者による信書便又は持参により提出してください（必着）。

《結果通知》

① 本システムによる競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年1月31日（水）17時までに本システム上で通知を行います。

② 書面による競争入札参加資格確認申請の場合

令和6年1月31日（水）17時までに通知書を発送します。

(3) 技術提案書等提出の日時及び方法等

参加資格の結果通知日の翌日から令和6年2月7日（水）15時までに、14に掲げる所属へ、原則、郵送で提出してください。郵送による場合は、一般書留又は簡易書留としてください。ただし、梱包重量制限により郵送できない場合は、持参によることも認めることとしますが、その場合はあらかじめ、14に掲げる所属に持参する日時について調整を行ってください。なお、郵送の場合は宛先に「三重県立こころの医療センター清掃業務委託技術提案書在中」と記載してください。

(4) 技術提案書聴取会の日時

ア 日程は次のとおりです。

なお、提案者が多数の場合は日程を追加する場合があります。

令和6年2月16日（金）予定

イ 具体的な日時及び場所は後日連絡します。

ウ 技術提案書聴取会の所要時間は30分とし、うち説明は15分以内とします。

(5) 入札書提出の日時及び方法

令和6年2月20日（火）13時30分までに、調達システムにより提出してください。

※ 入札書提出時には、入札金額内訳書の提出を要します。

提出を要する入札金額内訳書が次のいずれかに該当する者の入札については、規程第131条第7号により無効とします。

ア 入札金額内訳書を提出しないもの

イ 入札金額内訳書の金額と入札額が一致していないもの

ウ 一括値引き、減額の項目が計上されているもの

エ 記載すべき項目が欠けているもの

オ その他不備があるとき（記載すべき内容又は指示した事項に誤りがあるなど、担当する所属が無効と判断する物等）

※ 提出された入札金額内訳書の取扱いについて

ア 入札金額内訳書は返却しません。また、入札金額内訳書は契約上の権利・義務を生じるものではありません。

イ 入札金額内訳書の差替及び再提出は認めません。

（再入札を行う場合）別途通知します。

書面により入札書を提出する場合は、第一回入札書提出締切日までに、入札事務担当所属が指定する郵便局に一般書留郵便又は簡易書留郵便で「局留郵便」として提出をしてください。

なお、入札書は郵便局留め期間の10日を経過すると差出人に返送されますので、日数を考慮して投函してください。

送付先

〒514-0818 三重県津市城山3丁目11番14号

宛 先 津城山郵便局留め

受取人 三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

案件名 三重県立こころの医療センター清掃業務委託

(6) 開札の日時及び場所

日時 令和6年2月20日(火)14時

場所 三重県津市城山1丁目12番1号

三重県立こころの医療センター運営調整部総務課

※ 入札書を提出された事業者で開札への立ち合いを希望される場合は、開札日の1週間前までに入札事務担当所属へ連絡をしてください。

(7) 落札候補者に求める書類提出の締切日時及び場所

落札候補者にあつては、令和6年2月22日(木)15時までに4(2)から(7)までの書類を14に掲げる所属に提出して下さい。ただし、再度入札を行った場合は、別途提出期限を定めます。

また、提出した書類等について、説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

13 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町13番地

三重県出納局会計支援課企画支援班 システム担当

電話 059-224-2785 ファクシミリ 059-224-2784

14 入札・契約に関する事務を担当する部局

〒514-0818 三重県津市城山1丁目12番1号

三重県立こころの医療センター 運営調整部総務課 担当 押越・河合

電話 059-235-2125 ファクシミリ 059-235-2135

15 Summary

(1) Subject Matter of the Contract:

Cleaning Services of the Mie Prefectural Mental Medical Center

(2) Bid Submission Deadline :

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 1:30 P.M. on Tuesday, February 20, 2024.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office by 1:30 P.M. on Tuesday, February 20, 2024.

(3) Date and Time for the Open Bidding:

The meeting for the open bidding will begin promptly at 2:00 P.M. on Tuesday, February, 20, 2024.

(4) Managing Authority:

Mie Prefectural Mental Medical Center

1-12-1 Shiroyama, Tsu City, Mie, 514-0818, Japan

TEL:059-235-2125

別記落札候補者決定基準

提案書等の評価に当たり、提案内容を公平かつ客観的に評価し、最適な事業者を選定するために、入札価格の評価(価格評価点)及び技術内容の評価(技術評価点…技術要件、企業要件、全般)の観点で評価します。

落札者の決定に当たっては、三重県病院事業庁にとって最適な事業者を選定するため、入札価格の評価に技術内容の評価を加算する総合評価一般競争入札を採用し、総得点の最も高い入札者を落札候補者とし、当該落札候補者の落札資格確認を行った後落札決定します。

1 入札価格の評価

入札価格が調査基準価格以下(入札価格 $\leq$ 調査基準価格)の場合は、入札価格に対する点数(以下「価格評価点」という。)を全ての入札価格について200点(満点)とします。

また、入札価格が調査基準価格を超える場合にあつては、次に示す計算式により算出します。

価格評価点 $=200 \times (\text{評価基準額} - \text{入札価格}) / (\text{評価基準額} - \text{調査基準価格})$

※ 入札価格が予定価格を超えた場合は、落札候補者としません。

※ 価格は全て税抜きとします。

2 技術内容の評価

【別表】技術評価欄に掲げる要件に基づき提案内容を審査し(聴取を含む。)、技術評価点を算出します。

3 総合評価の方法及び落札候補者の決定方法

上記1及び2で評価した「価格評価点」及び「技術評価点」の合計点が最も高い入札者を落札候補者としま

す。

4 有効数字

「価格評価点」の算出は、1点未満を切り捨てとします。

「技術評価点」の算出は、小数点第2位以下を切り捨てとします。

5 合計点数の最も高い者が2以上あるとき（同点のとき。）の対応

(1) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が異なる場合

「技術評価点」が高い入札者を落札候補者とします。

(2) 入札者それぞれの「価格評価点」と「技術評価点」が同じ場合

ア 「技術評価点」のうち、技術要件項目の評価点が異なる場合にあつては、技術要件項目の評価点が高い入札者を落札候補者とします。

イ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつては、「入札価格」が低い入札者を落札候補者とします。

ウ 技術要件項目の評価点においても同じ場合にあつて、さらに「入札価格」が同じ場合にあつては、当該入札者にくじを引かせ、落札候補者を決定するものとします。

6 評価項目及び配点方法について

「価格評価点」と「技術評価点」の得点配分は1:1.2とし、「価格評価点」200点、「技術評価点」240点の計440点満点とします。評価項目毎の点数配分は【別表】のとおりです。

7 低入札価格調査制度について

調査基準価格に満たない額による入札が行われ、その者が落札候補者となった場合は、落札の決定を保留し、低入札価格調査の実施後に落札者を決定します。なお、その者が失格となった場合には、次順位者（次順位の落札候補者が低入札価格調査対象入札者の場合に限る。）へ同様の調査を実施するものとします。

【別表】

評価区分	評価項目		評価点	
	大項目	中項目	大項目	中項目
価格評価	価格要件	調査基準価格との比較	200	200
技術評価	技術要件	研修体制	120	30
		履行体制及び品質保証取組		70
		苦情処理		5
		検査体制		9
		顧客満足度向上への取組		6
	企業要件	契約実績	70	20
		従業員の雇用		20
		次世代育成支援活動		20
		地域社会貢献度		10
全般	業務の取組姿勢	50	50	

---

発行 三 重 県

三重県津市栄町1丁目891  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <https://www.pref.mie.lg.jp/>

---